

宜野湾市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和2年3月30日

宜野湾市監査委員

宮城 豊信  
呉 屋 等

監査の種類 令和元年度 第5期定期監査

措置を講じた部等 ○総務部  
・総務課・IT推進室・納税課

監査の期間 令和2年1月10日から令和2年2月20日まで

監査の結果及び措置の内容

総務課

項目	指摘事項	措置状況
・ 往復文書の完結年月日について	指名競争入札参加者指名審査願及び入札等執行依頼書その他の起案文書で完結年月日に錯誤が見受けられる。往復文書については、市文書取扱規程第38条第2項第1号に則った適正な事務処理に努められたい。	ご指摘のあった文書の完結年月日について、速やかに是正いたしました。今後は市文書取扱規程第38条第2項第1号に則り、適正な事務処理に努めてまいります。

IT推進室

項目	指摘事項	措置状況
・ 随意契約について	随意契約で予定価格、見積書及び契約金額がすべて同額であるものが見受けられる。市財務規則第97条第2項に則った事務処理に努められたい。	今後は市財務規則第97条第2項に則り、予定価格の積算根拠を明確にし、適正な事務処理に努めてまいります。

納税課

項目	指摘事項	措置状況
・ 郵便発送簿（兼切手受払簿）について	郵便発送簿が市文書取扱規定第10条様式第13号に則った差引きがされていない。適正な事務処理に努められたい。	市文書取扱規程第10条様式第13号に則り適正な事務処理に努め、様式につきましては担当課と調整してまいります。